

海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）選定委員会開催要綱

令和4年7月1日企画調整局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、「海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）」補助金交付要綱第3条に基づき、補助対象事業を実施する者の選定を適正かつ効率的に行うことを目的として開催する「海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）選定委員会」（以下「選定委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（選定委員会）

第2条 選定委員会は、本市職員をもって構成する。

2 企画調整局長は、委員の中から会長を指名する。

3 会長は、選定委員会の進行をつかさどる。

4 企画調整局長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

5 選定委員会は、委員の半数の出席をもって成立するものとする。

6 委員がやむを得ず委員会を欠席する場合は、会長の承認を得て代理の者を立てることができる。

7 選定委員会は、原則非公開とする。

（選定方法）

第3条 選定委員会における選定は次の方法で行う。

(1) 申請者は選定委員会に出席し、申請内容及び実証内容について、委員に対し説明を行う。

(2) 委員は申請書類及び選定委員会での説明内容により、別表の評価基準に基づき、評価を行う。ただし、申請者が選定委員会への出席ができない場合は、申請書類のみで評価を行う。

(3) 選定委員会は採点の集計結果を元に補助対象事業を実施する者の優先順位付けを行う。

(4) 各評価項目において、全選定委員の平均点が60点未満の場合は、原則として不採択とする。

（事務局）

第4条 選定委員会の事務は企画調整局政策課で行う。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の開催に必要な事項は企画調整局担当課長が定める。

(附則)

この要綱は、令和4年7月1日より施行する。

別表

評価基準

評価項目	
課題解決力 (25点)	提案内容は具体的か (10点)
	【課題指定型】本市が掲げている課題の解決に資するものか。(15点)
	【企業提案型】課題を深掘りしており、その課題の解決に資するものか。(15点)
実施体制・実現可能性 (30点)	地元企業であるか。(本社10点、支社が5点)
	実施体制は適切か。十分な実績はあるか。(10点)
	実証実験の実現可能性は高いか。(10点)
実証実験の先駆性・発展性 (20点)	これまでにない新たな視点を持っている内容か。もしくは、既存の手段および他の代替手段より優れているか。(10点)
	今回の実証実験が、今後の技術発展や事業展開に繋がるものとなっているか。(10点)
費用効果 (10点)	費用は業務内容に応じた適切かつ効率的な見積りか。(10点)
海洋産業の振興・地域活性化・ブランディング効果 (15点)	今回の実証実験が、神戸市の海洋産業の振興、地域活性化、ブランディングに資するものか。(15点)